官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国事に関する行為の委任について（内閣一）　一

その他告示

○内閣告示第一号

天皇陛下は、この度の外国御訪問の間、日本国憲法第四条第二項及び国事行為の臨時代行に関する法律第二条第一項の規定に基づき、国事に関する行為を皇嗣文仁親王殿下に委任して臨時に代行させることとされた。

令和八年六月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗